

土地改良事業への補助を行います

栗原市では、農家の維持管理経費の軽減及び農業生産性の向上を目指し、一定の自己負担を伴う小規模な土地改良事業を支援します。

補助内容

◇対象者

- ・数人で共同して、かんがい用水施設（農業用水路、ため池、揚水機、パイプライン、簡易な用水施設等）の整備補修事業を施行するもの

◇対象区域

- ・ほ場整備計画予定区域、多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の実施区域を除く
- ・事業を実施する日が属する年度の前年度に補助金の交付を受けている事業を除く

◇補助額

- ・補助対象経費は、土地改良事業に要した総事業費の80パーセント（千円未満の端数は切り捨てるもの）とし、限度額は40万円。

◇申請期間 令和6年4月1日（月曜日）から令和7年1月31日（金曜日）とします。

※ただし、揚水ポンプの故障などは、優先して対応します。

優先順位の審査項目は下記のとおりです

- ①優先順位（揚水機＞ため池＞パイプライン＞堰・ゲート等＞用水路）
- ②土地改良事業補助金を初めて利用する団体
- ③1年で完了する地区
- ④申請箇所については現場状況を 確認し、審査基準に基づき決定します
- ⑤維持管理が良好にされているところ

◇補助金交付決定

審査終了後の2月中旬を見込んでいます。

補助申請

下記の書類を準備のうえ、上記の申請期間内に、農林振興部農村整備課または、各総合支所市民サービス課産業建設係に申請してください。

- ① 補助金等交付申請書 様式第1号（規則第3条関係）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書又はこれに代わる書類
- ④ その他の書類（見積書、位置図、断面図、現場写真、関係者名簿）

【問い合わせ先】

栗原市農林振興部農村整備課 Tel.22-1138 または 各総合支所市民サービス課産業建設係
築館 Tel.22-1114 若柳 Tel.32-2124 栗駒 Tel.45-2114 高清水 Tel.58-2113
一迫 Tel.52-2114 瀬峰 Tel.38-2114 鶯沢 Tel.55-2114 金成 Tel.42-1114
志波姫 Tel.25-3114 花山 Tel.56-2114